

改正後	改正前																																
熊本市有料老人ホーム設置運営指導指針 目次 <table border="0"> <tr> <td>1 趣旨</td><td>9 有料老人ホーム事業の運営</td></tr> <tr> <td>2 用語の定義</td><td>10 サービス等</td></tr> <tr> <td>3 基本的事項</td><td>11 事業収支計画</td></tr> <tr> <td>4 設置者</td><td>12 利用料等</td></tr> <tr> <td>5 立地条件</td><td>13 契約内容等</td></tr> <tr> <td>6 規模及び構造設備</td><td>14 情報開示</td></tr> <tr> <td>7 既存建築物等の活用の場合等の特例</td><td>15 電磁的記録等</td></tr> <tr> <td>8 職員の配置、研修及び衛生管理</td><td></td></tr> </table> 1～12 (略) 13 契約内容等 (1)～(5) (略) (6)入居者募集等 一 入居募集に当たっては、パンフレット、募集広告等において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨及び特定施設入居者生活介護等の種類を明示すること。 二 誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えたりするようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成16年公正取引委員会告示第3号。以下「不当表示告示」という。）を遵守する	1 趣旨	9 有料老人ホーム事業の運営	2 用語の定義	10 サービス等	3 基本的事項	11 事業収支計画	4 設置者	12 利用料等	5 立地条件	13 契約内容等	6 規模及び構造設備	14 情報開示	7 既存建築物等の活用の場合等の特例	15 電磁的記録等	8 職員の配置、研修及び衛生管理		熊本市有料老人ホーム設置運営指導指針 目次 <table border="0"> <tr> <td>1 趣旨</td><td>9 有料老人ホーム事業の運営</td></tr> <tr> <td>2 用語の定義</td><td>10 サービス等</td></tr> <tr> <td>3 基本的事項</td><td>11 事業収支計画</td></tr> <tr> <td>4 設置者</td><td>12 利用料等</td></tr> <tr> <td>5 立地条件</td><td>13 契約内容等</td></tr> <tr> <td>6 規模及び構造設備</td><td>14 情報開示</td></tr> <tr> <td>7 既存建築物等の活用の場合等の特例</td><td>15 電磁的記録等</td></tr> <tr> <td>8 職員の配置、研修及び衛生管理</td><td></td></tr> </table> 1～12 (略) 13 契約内容等 (1)～(5) (略) (6) 入居者募集等 一 入居募集に当たっては、パンフレット、募集広告等において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨及び特定施設入居者生活介護等の種類を明示すること。 二 誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えたりするようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成16年公正取引委員会告示第3号。以下「不当表示告示」という。）を遵守する	1 趣旨	9 有料老人ホーム事業の運営	2 用語の定義	10 サービス等	3 基本的事項	11 事業収支計画	4 設置者	12 利用料等	5 立地条件	13 契約内容等	6 規模及び構造設備	14 情報開示	7 既存建築物等の活用の場合等の特例	15 電磁的記録等	8 職員の配置、研修及び衛生管理	
1 趣旨	9 有料老人ホーム事業の運営																																
2 用語の定義	10 サービス等																																
3 基本的事項	11 事業収支計画																																
4 設置者	12 利用料等																																
5 立地条件	13 契約内容等																																
6 規模及び構造設備	14 情報開示																																
7 既存建築物等の活用の場合等の特例	15 電磁的記録等																																
8 職員の配置、研修及び衛生管理																																	
1 趣旨	9 有料老人ホーム事業の運営																																
2 用語の定義	10 サービス等																																
3 基本的事項	11 事業収支計画																																
4 設置者	12 利用料等																																
5 立地条件	13 契約内容等																																
6 規模及び構造設備	14 情報開示																																
7 既存建築物等の活用の場合等の特例	15 電磁的記録等																																
8 職員の配置、研修及び衛生管理																																	

こと。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。

三 入居募集に当たり、有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）と委託契約等を締結する場合は、次の事項に留意すること。

イ 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。また、上記のような手数料の設定に応じないこと。

また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。

ロ 情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。

また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。

こと。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。

（新設）

附 則

この指針は、平成27年9月 1 日から施行する。

なお、平成27年10月31日までに熊本市有料老人ホーム設置事前協議要項第3条に基づく事前申出を行ったものについては、「7規模及び構造設備」及び「既存建築物等の特活用の場合等の特例」の規定は、従前の例によることができるものとする。

また、別記様式の重要事項説明書については、平成28年3月31日までは、なお従前の例によることができるものとする。

ただし、有料老人ホームに該当するサービス付高齢者向け住宅について、平成27年12月31日までに登録手続きが完了しているものにあつては、平成28年3月31日までに重要事項説明書を整備するものとする。

附 則

この指針は、平成30年7月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年7月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和6年12月9日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年9月 1 日から施行する。

なお、平成27年10月31日までに熊本市有料老人ホーム設置事前協議要項第3条に基づく事前申出を行ったものについては、「7規模及び構造設備」及び「既存建築物等の特活用の場合等の特例」の規定は、従前の例によることができるものとする。

また、別記様式の重要事項説明書については、平成28年3月31日までは、なお従前の例によることができるものとする。

ただし、有料老人ホームに該当するサービス付高齢者向け住宅について、平成27年12月31日までに登録手続きが完了しているものにあつては、平成28年3月31日までに重要事項説明書を整備するものとする。

附 則

この指針は、平成30年7月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年7月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和6年6月1日から施行する。

(新設)